

○厚生労働省告示第二百七十一号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関

する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（児童発達支援に係る基準該当通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める障害児の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支</p>	<p>百分の七十</p>

援事業所の場合にあつては厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号。以下「第二百六十九号告示」という。）第二号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(一) 利用定員が十一人以下 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数

<p>に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>ロ 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき指導員若し</p>	<p>百分の七十</p>

<p>(1) 合 指定児童発達支援事業所の場 合にあっては、指定児童発達支 援事業所の営業時間の時間数 が次の(1)又は(2)のいずれ かに該当する場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める営業時 間の時間数の基準</p>	<p>ハ 指定児童発達支援事業所等 の営業時間の時間数が次の表 の上欄に掲げる時間数の基準 に該当する場合については、所 定単位数に乘じる割合を同表 の下欄に掲げるところによる ものとする。</p> <p>くは保育士又は児童発達支 援管理責任者の員数を満たし ていないこと。(児童発達支 援管理責任者の員数については、 指定通所基準附則第二条の規 定により、適用しない場合も 含む。)</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事 業所の場合にあつては第二百 六十九号告示第二号ロ(1)又 は(二)の基準を満たしてい ないこと。</p>
	<p>合 百分の八十</p> <p>厚生労働大臣が定める所定 単位数に乘じる割合</p>	

は指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。

(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第二号ロ(1)(五)に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。

二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定医療型児童発達支援事業所の障害児の

百分の七十

数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が十一人以下 利用定員(指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。

一) の数に三を加えて得た数を超える場合に
(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数

<p>に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合に</p>	<p>百分の八十</p>

あつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。

(2) 指定医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する1日当たりの標準的な時間数が四時間を満たしていないこと。

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第六十九条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第八号ロ(1)(四)に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合</p>	
	<p>百分の七十 合</p>

- (二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合
- (2) 一日の障害児の数が次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合
 - (一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合
 - (二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。(児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては第二百六十九号告示第八号ロ(1)又は(二)の基準を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>

ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十</p>
--	---

場合にあっては第二百六十九号告示第八号ロ(1)(五)に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービス事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)

四 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号)別表障害児入所給付費単位数表第1の福祉型障害児入所施設給付費の注2の(1)又は第2の医療型障害児入所施設給付費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び所定単位数に乗じる割合

指定障害児入所施設(法第二十四条の二に規定する指定障害児入所施設をいう。)の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害児入所施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員(児童福祉法に基	百分の七十

づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている入所定員をいう。以下この号において「入所定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ(1)若しくは(2)に定める場合に該当する場合

(1) 入所定員が五十人以下 一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(2) 入所定員が五十一人以上 一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて

得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合